

平成29年度 第2回川口市廃棄物対策審議会 資料集

資料1：川口市廃棄物対策審議会委員名簿	1
資料2：川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	2
資料3：川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則	3
資料4：川口市市民参加条例	4
資料5：平成28年度ごみ処理実績	5
資料6：条例の制定及び改正に係るパブリックコメントについて	15

川口市廃棄物対策審議会委員名簿

(任期：平成29年7月1日から平成31年6月30日まで)

選出区分	氏 名	役 職 等
学識経験者 (1号委員)	オオ カワ トシ アキ 大 川 敏 彰	公益社団法人全国都市清掃会議総務部長
市議会議員 (2号委員)	セキ ヒロ ミチ 関 裕 通	川口市議会議員
	セキ ユ キ オ 関 由紀夫	川口市議会議員
	オク トミ セイ イチ 奥 富 精 一	川口市議会議員
市 民 (3号委員)	イ デ ル ミ 井 出 留 美	市民公募
	ニイ ゼキ ミチ オ 新 関 道 夫	市民公募
	イイ ツカ ヤス ノリ 飯 塚 保 徳	峰町町会長
	ウエ ムラ ミ トシ 植 村 実 敏	NPO法人川口市民環境会議
	ワタ ナベ ヨ 渡 辺 マサ子	川口市食生活改善推進員協議会 芝富士支部長
	マル ヤマ アケ ミ 丸 山 明 美	川口地区保護司会
	ウエ ヤマ タミ エ 上 山 民 江	川口CEW女性会議理事
事 業 者 (4号委員)	ハヤシ カ イチ 林 嘉 市	矢島鋳工株式会社代表取締役
	カミ ジョウ ジュン ジ 上 條 潤 二	川口新郷工業団地協同組合理事
	ハマ ダ ヒロ シ 浜 田 広 司	川口市商店街連合会副会長
関係行政機関 (5号委員)	ミヤ ザワ ヒロ ヨ 宮 澤 裕 子	埼玉県環境部資源循環推進課 一般廃棄物・リサイクル担当 主幹

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (抜粋)

平成7年3月16日

条例第14号

(審議会の設置)

第8条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、法第5条の7の廃棄物減量等推進審議会として、川口市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第9条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第10条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 (抜粋)

平成7年6月30日

規則第33号

(審議会の会長及び副会長)

第5条 条例第8条の規定により設置する川口市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

第5節 附属機関等の会議

(附属機関等)

第15条 市が行う事業等に関し、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申若しくは報告又は個人の知識若しくは経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置するものとする。

2 附属機関等の会議の開催に当たっては、事前に開催日時、開催場所、議題その他必要な事項を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

3 附属機関等の運営に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

(会議公開の原則)

第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 当該附属機関等に係る法令その他の規程の規定により会議が非公開とされているとき。

(2) 川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行うとき。

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(会議記録の作成及び公開)

第17条 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例第7条各号に掲げる情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

(附属機関等の委員の選任)

第18条 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置の趣旨及び審議の内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、その選任に当たっては、公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

1 平成28年度ごみ処理実績表

【表1】 人口・世帯数比較表（対前年度比）

	平成28年度	平成27年度	増減	対前年度比
人 口（人）	596,505	593,485	3,020	100.5%
世 帯 数（世帯）	276,461	272,472	3,989	101.5%

※各年度3月31日現在

【表2】 ごみ発生量比較表（対前年度比）

	平成28年度(t)	平成27年度(t)	増減(t)	対前年度比
排 出 量	185,062	188,023	-2,961	98.4%
排出量（集団資源回収を除く）	171,432	173,693	-2,261	98.7%
一 般 ご み	146,451	147,970	-1,519	99.0%
粗 大 ご み	5,923	5,723	200	103.5%
資 源 物	18,978	19,911	-933	95.3%
①びん	3,711	3,846	-135	96.5%
②飲料かん	1,403	1,430	-27	98.1%
③金属類	1,353	1,403	-50	96.4%
④ペットボトル	1,968	1,963	5	100.3%
⑤繊維類	1,829	1,952	-123	93.7%
⑥紙類	5,374	5,877	-503	91.4%
⑦プラスチック製容器包装	3,340	3,440	-100	97.1%
乾 電 池	69	77	-8	89.6%
有害ごみ（蛍光管）	11	12	-1	91.7%
集 団 資 源 回 収	13,630	14,330	-700	95.1%
災 害 廃 棄 物	0	0	0	—

【表3】 家庭系・事業系別排出量比較表（対前年度比）

	平成28年度(t)	平成27年度(t)	増減(t)	対前年度比
家 庭 系	125,376	126,816	-1,440	98.9%
①一 般 ご み	100,469	101,172	-703	99.3%
②粗 大 ご み	5,878	5,679	199	103.5%
③資 源 物	18,949	19,876	-927	95.3%
④乾 電 池	69	77	-8	89.6%
⑤有害ごみ（蛍光管等）	11	12	-1	91.7%
事 業 系	46,056	46,877	-821	98.2%
①一 般 ご み	45,982	46,798	-816	98.3%
②粗 大 ご み	45	44	1	102.3%
③資 源 物	29	35	-6	82.9%

【表4】 中間処理量比較表（対前年度比）

	平成28年度(t)	平成27年度(t)	増減(t)	対前年度比
焼 却 処 理	152,693	154,211	-1,518	99.0%
破 砕 処 理	4,495	4,293	202	104.7%
資 源 化 処 理	18,983	19,915	-932	95.3%

【表5】 最終処分量比較表（対前年度比）

	平成28年度(t)	平成27年度(t)	増減(t)	対前年度比
焼 却 残 渣	7,424	7,370	54	100.7%
資 源 化 物	28,931	29,673	-742	97.5%
処 理 困 難 物	113	112	1	100.9%

【表6】 資源化物比較表（対前年度比）

	平成28年度(t)	平成27年度(t)	増減(t)	対前年度比
資 源 化 物	28,931	29,673	-742	97.5%
①焼却残渣金属	656	655	1	100.2%
②未酸化鉄	791	772	19	102.5%
③未酸化アルミ	79	67	12	117.9%
④溶融スラグ	7,979	8,011	-32	99.6%
⑤焼却残渣物（セメント資源・路盤材資源）	800	798	2	100.3%
⑥再生粗大ごみ	10	9	1	111.1%
⑦破砕前金属	177	185	-8	95.7%
⑧破砕後金属	760	754	6	100.8%
⑨破砕前アルミ屑	29	29	0	100.0%
⑩破砕後アルミ屑	21	22	-1	95.5%
⑪びん	3,615	3,768	-153	95.9%
⑫飲料かん	1,137	1,144	-7	99.4%
⑬金属類	1,095	1,150	-55	95.2%
⑭繊維類	1,414	1,373	41	103.0%
⑮ペットボトル	1,653	1,614	39	102.4%
⑯紙類	5,247	5,727	-480	91.6%
⑰プラスチック製容器包装	2,957	3,068	-111	96.4%
⑱特定家庭用機器	9	14	-5	64.3%
⑲小型家電	422	424	-2	99.5%
⑳乾電池	69	76	-7	90.8%
㉑二次電池	0	1	-1	—
㉒蛍光灯	11	12	-1	91.7%

【表7】 1人・1世帯あたり排出量比較表（対前年度比）

	平成28年度(g)	平成27年度(g)	増減(g)	対前年度比
1人1日あたり	850	866	-16	98.2%
1世帯1日あたり	1,834	1,885	-51	97.3%

※ 1人（1世帯）1日あたり排出量＝排出量÷年度末人口（世帯）÷365日（平成27年度は366日）

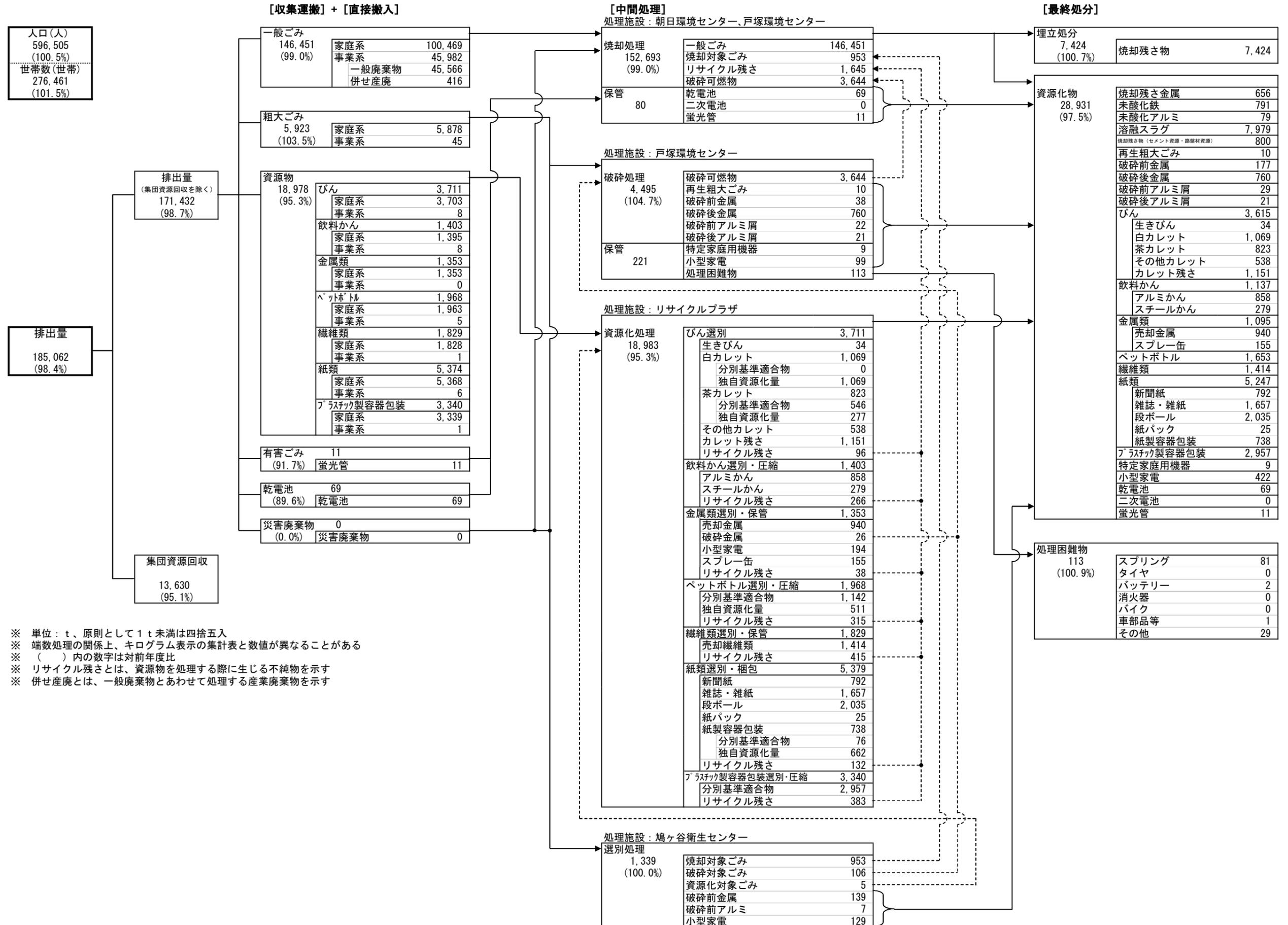
【表8】 資源化率及びリサイクル率比較表（対前年度比）

	平成28年度(g)	平成27年度(g)	増減(%)	対前年度比
資源化率(%)	16.9%	17.1%	-0.2	98.8%
リサイクル率(%)	23.0%	23.4%	-0.4	98.3%

※ 資源化率(%)＝資源化物÷排出量（集団資源回収を除く）×100

※ リサイクル率(%)＝（資源化物＋集団資源回収）÷排出量×100

2 平成28年度ごみ処理実績フローシート



※ 単位：t、原則として1t未満は四捨五入
 ※ 端数処理の関係上、キログラム表示の集計表と数値が異なることがある
 ※ () 内の数字は対前年度比
 ※ リサイクル残さとは、資源物を処理する際に生じる不純物を示す
 ※ 併せ産廃とは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を示す

3 廃棄物の排出状況

(1) 排出量の推移

平成28年度は対前年度比▲1.6% (▲2,961 t) となった。

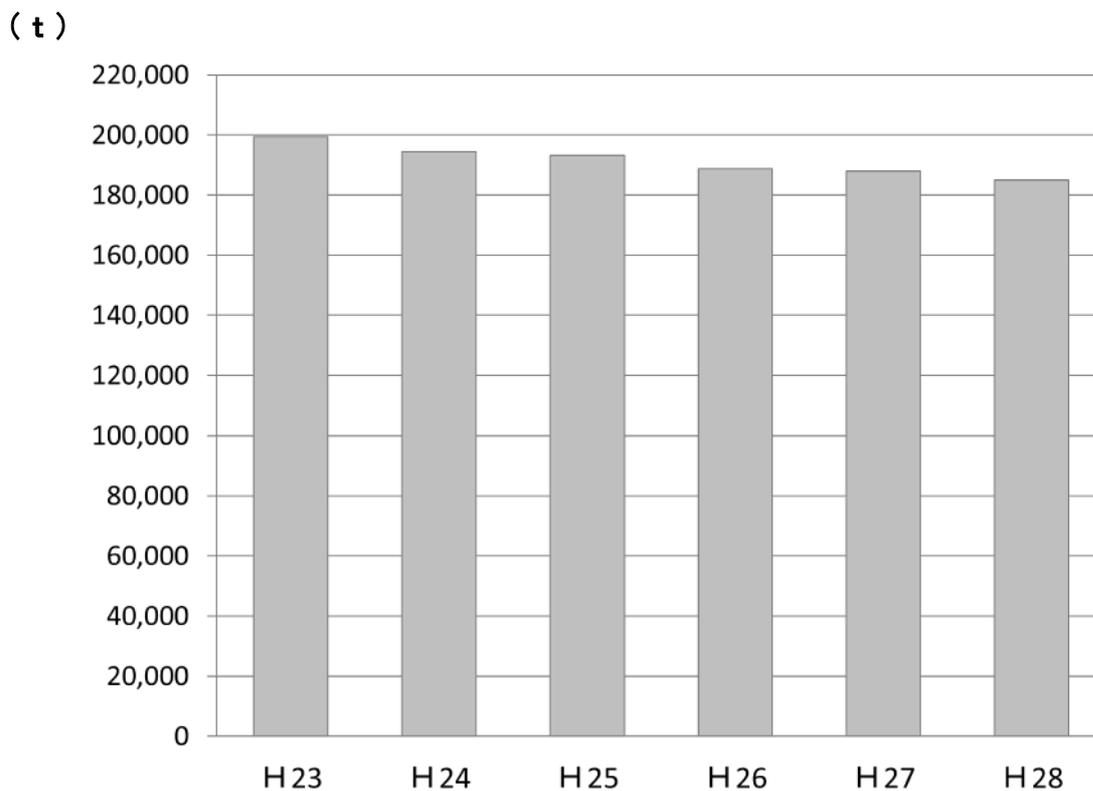
なお、「排出量」とは、本市における一般廃棄物の総量のことであり、集団資源回収量及び併せて処理する産業廃棄物の量を含む。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
排出量 (t)	199,477	194,338	193,109	188,817	188,023	185,062
対前年度比	100.7%	97.4%	99.4%	97.8%	99.6%	98.4%

※平成23年度は旧鳩ヶ谷市分を含む。

※災害廃棄物量を含む。

図1 排出量の推移



(2) 排出量（集団資源回収を除く）の推移

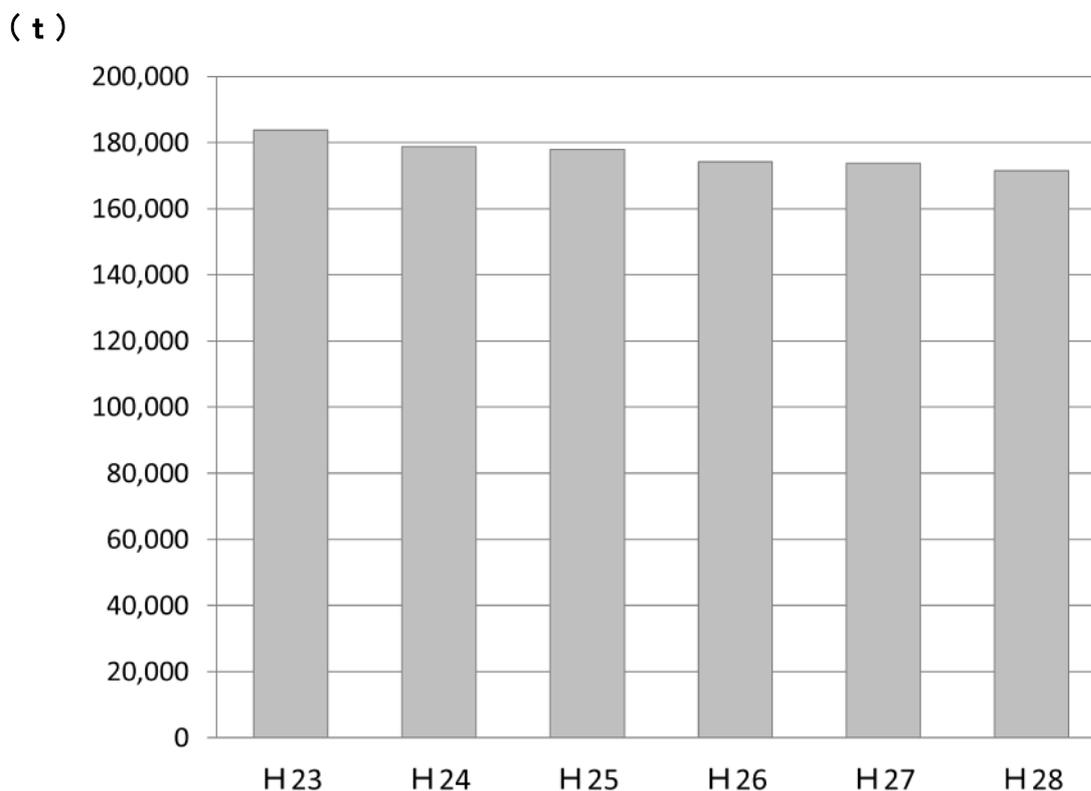
「排出量」から、集団資源回収を除いた「排出量（集団資源回収を除く）」について、平成28年度は対前年度比▲1.3%（▲2,261 t）となった。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
排出量（t） （集団資源回収を除く）	183,686	178,769	177,900	174,236	173,693	171,432
対前年度比	100.8%	97.3%	99.5%	97.9%	99.7%	98.7%

※平成23年度は旧鳩ヶ谷市分を含む。

※災害廃棄物量を含む。

図2 排出量（集団資源回収を除く）の推移



(3) 家庭系・事業系別排出量（集団資源回収を除く）の推移

「排出量（集団資源回収を除く）」の内、家庭系については、平成28年度、対前年度比▲1.1%（▲1,440 t）となった。

一方、事業系は一貫して減少傾向にあり、平成28年度は、対前年度比▲1.8%（▲821 t）となった。

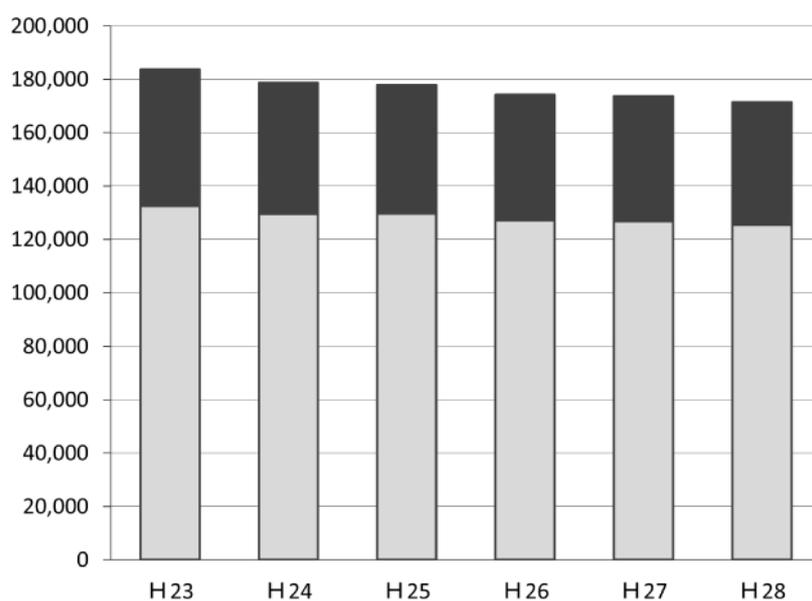
年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
排出量（t） （集団資源回収を除く）	183,657	178,767	177,898	174,235	173,693	171,432
家庭系排出量 （t） （集団資源回収を除く）	132,376	129,474	129,581	127,105	126,816	125,376
対前年度比	102.9%	97.8%	100.1%	98.1%	99.8%	98.9%
事業系排出量 （t）	51,281	49,293	48,317	47,130	46,877	46,056
対前年度比	96.0%	96.1%	98.0%	97.5%	99.5%	98.2%

※平成23年度は旧鳩ヶ谷市分を含む。

※災害廃棄物量を含まない。

図3 家庭系・事業系別排出量（集団資源回収を除く）の推移

(t)



(4) 分別収集の推移

ア 一般ごみ

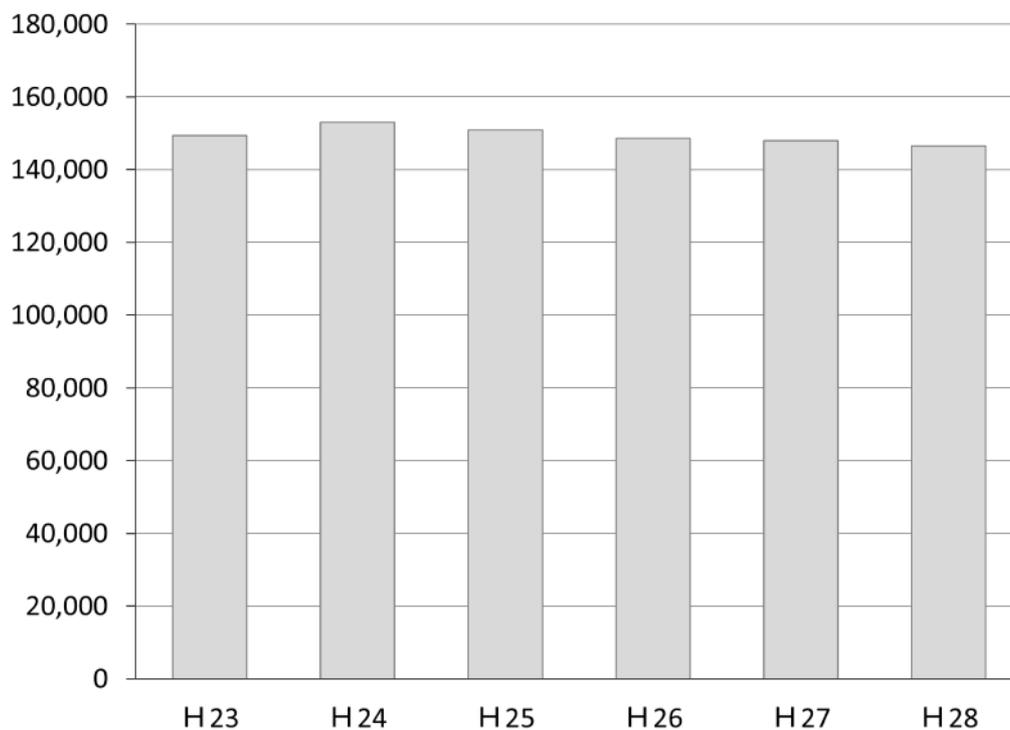
平成28年度は、対前年度比▲1.0% (▲1,519 t) となり、4年連続の減少となった。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般ごみ (t)	149,319	152,950	150,961	148,568	147,970	146,451
対前年度比	105.0%	102.4%	98.7%	98.4%	99.6%	99.0%

※旧鳩ヶ谷市の自己搬入分の内訳が不明なため、H23.10.11の合併前の旧鳩ヶ谷市分は含まない。

図4 一般ごみの推移

(t)



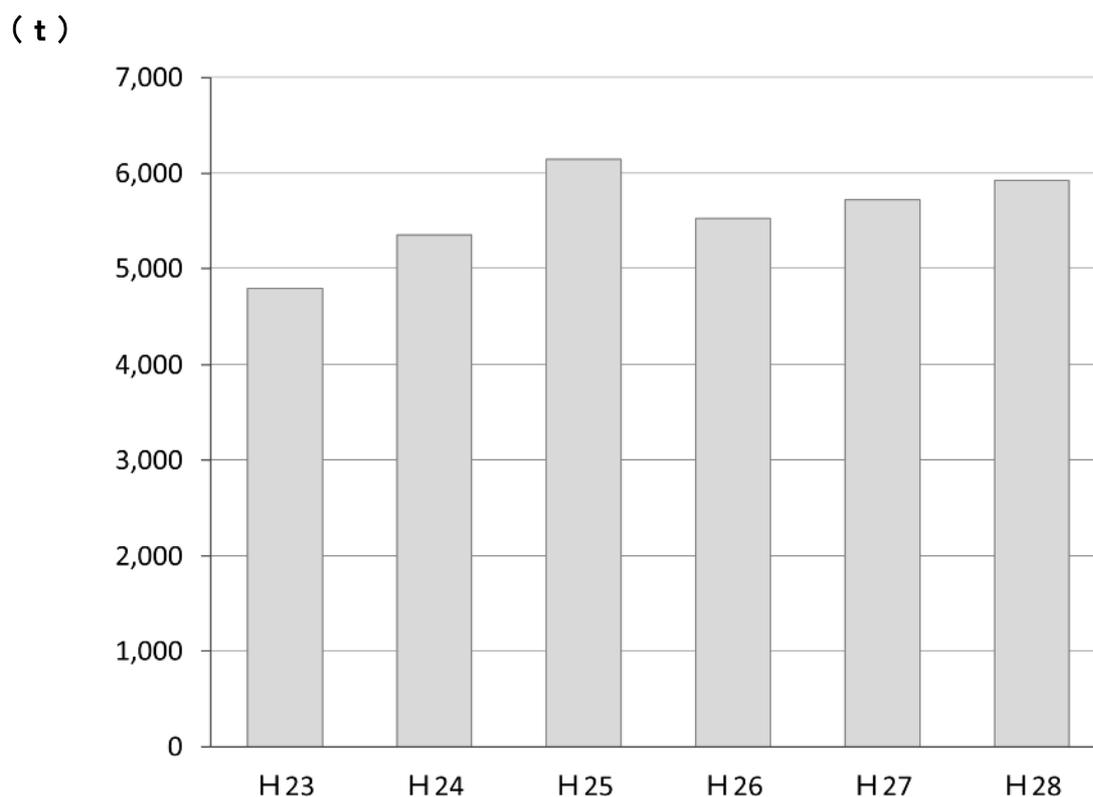
イ 粗大ごみ

平成28年度は対前年度比+3.5% (+200 t) となり、2年連続の増加となった。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
粗大ごみ (t)	4,792	5,359	6,148	5,529	5,723	5,923
対前年度比	138.5%	111.8%	114.7%	89.9%	103.5%	103.5%

※旧鳩ヶ谷市の自己搬入分の内訳が不明なため、H23.10.11の合併前の旧鳩ヶ谷市分は含まない。

図5 粗大ごみの推移



ウ 資源物

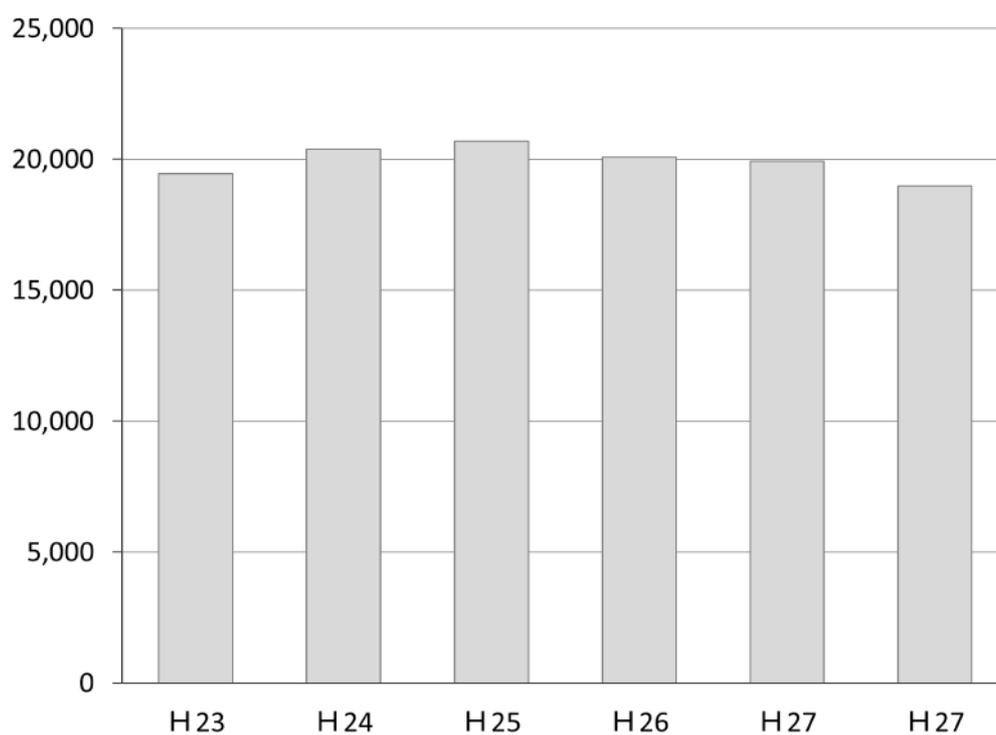
平成28年度は対前年度比▲4.7%（▲933t）となり、3年連続の減少となった。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資源物（t）	19,453	20,388	20,696	20,078	19,911	18,978
対前年度比	107.2%	104.8%	101.5%	97.0%	99.2%	95.3%

※旧鳩ヶ谷市の自己搬入分の内訳が不明なため、H23.10.11の合併前の旧鳩ヶ谷市分は含まない。

図6 資源物の推移

(t)



(5) 「第6次川口市一般廃棄物処理基本計画」における目標

ア 1人1日あたりのごみ排出量の目標

平成34年度に、1人1日あたりのごみ排出量を844g/人・日以下にする。

基準値	平成23年度実績 944g/人・日
最終目標	平成34年度目標 844g/人・日 (基準値から100g削減)

平成28年度	目標	903g/人・日 (基準値から41g削減)
	実績	850g/人・日 (基準値から94g削減)

イ リサイクル率の目標

平成34年度に、リサイクル率を35%以上にする。

基準値	平成23年度実績 23.7%
最終目標	平成34年度目標 35.0% (基準値から11.3%向上)

平成28年度	目標	28.5% (基準値から4.8ポイント向上)
	実績	23.0% (基準値から0.7ポイント下落)

ウ 最終処分量の目標

平成34年度に、最終処分量を4,800t以下にする。

基準値	平成22年度実績 7,141t
最終目標	平成34年度目標 4,800t (基準値から32.8%削減)

平成28年度	目標	6,189t (基準値から13.3%削減)
	実績	7,424t (基準値から4.0%増加)

条例の制定及び改正に係るパブリックコメントについて

1. 実施内容

(1) 対象条例案

- ①川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正案
- ②川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例案
- ③川口市土砂の堆積等の規制に関する条例案
- ④川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の改正案

(2) 募集期間

平成29年6月1日（木）から平成29年6月30日（金）まで

(3) 条例案の公表場所

- ①川口市ホームページ
- ②市政情報コーナー
- ③廃棄物対策課

(4) 意見受付方法

- ①文書の持参
- ②文書の郵送
- ③FAX
- ④E-mail
- ⑤川口市ホームページの意見入力フォーム

2. 意見提出結果

すべての条例案について、意見の提出なし